

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：三谷棚田協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

三谷地区の棚田、三谷地区の段々畑
範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・遊休農地の削減
 - 令和 11 年までに三谷地区の棚田・段々畑における遊休農地 26,000 m²の削減に努める。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 令和 11 年までに三谷地区の棚田・段々畑における農道 100m・水路 100mの補修・改良を行い、棚田の保全管理の体制を確立する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用
 - 令和 11 年まで三谷地区の棚田・段々畑またはアクセス路等の維持管理作業を年間 2 回以上実施する。
 - 令和 11 年までに三谷地区の棚田・段々畑における鳥獣被害面積を 1,700 m²から約 2 割減少させる。
- ・良好な景観の形成
 - 令和 11 年までに三谷地区の棚田・段々畑に菜の花やコスモスを 12,000 m²、シャクナゲ等を 50 本植栽し、良好な景観の形成に努める。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における交流を通じた地域振興
 - 三谷地区の棚田・段々畑でのイベントを年間 2 回以上開催し、地域住民の憩いの場を提供するとともに、総数 50 人以上の参加者を図る。
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 棚田の周辺に駐車場/ 展望台/ 休憩所等を整備し、維持管理に努める。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・遊休農地の削減
 - ボランティア等を活用しながら、三谷地区の棚田・段々畑の遊休農地の削減に努める。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 三谷地区の棚田・段々畑において、景観に配慮しつつ、農道・水路整備を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用
 - 三谷地区の棚田・段々畑またはアクセス路等の草刈り、法面補修などの維持管理作業を年間2回以上実施する。
 - 三谷地区の棚田・段々畑地域で侵入防止柵や檻等を設置するなど、鳥獣害対策の推進に努める。
- ・良好な景観の形成
 - 中山間ふるさと・水と土推進事業（佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業）を活用し（県担当部署と未調整）、三谷地区の棚田・段々畑において、9～10月に菜の花、6～7月にコスモス、9月にシャクナゲ等を植栽し、地域一丸となって管理に取り組み、良好な景観の保全に努める。
 - 石積み等の工法を用いた棚田の災害復旧や水路整備を実施するなど、良好な景観の確保に努める。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における交流を通じた地域振興
 - 三谷棚田祭、納涼祭などの開催を通じて、地域住民の交流を図る。
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 棚田付近に駐車場/展望台/休憩所等を整備し、観光客の受入体制の整備に努める。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

三谷棚田協議会は、地域住民、神崎市、佐賀県で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。